

## ガンベ　グロス（２） —警視庁御雇い法律顧問—

澤　　護

（二）

ガンベ　グロスが警視庁に雇用され、川路大警視の片腕となるきっかけとなった子女暴行事件を拙稿（一）で詳述した。本稿では、グロスの日本での動向を追跡することを目的としている。

グロスの略歴に関しては、明治14年に警視庁が彼の叙勲を上申した記録中に、下記の履歴書が残されていて、これがグロスについての基本資料となっている。ただし、この記録が信頼のできるものであるのかとなると、あちこちの個所に疑問が生じてくるが、先に来日前と雇用前の経歴を記載しておこう。

「一　千八百二十年一月十八日佛國ヲーブ州ブリヤン、ヌナボレヨン」

ニ生ル今マ父並妻子亡シ母存ス

- 一　千八百四十年八月巴里府文学校ニ於テ文学得業生トナル
- 一　千八百四十二年七月巴里府法律学校ニテ法律得業生トナル
- 一　千八百四十四年法律中博士ニ昇進ス
- 一　千八百四十四年十一月巴里府上等裁判所附属代言師トナル
- 一　千八百四十六年五月法律大博士ニ昇進ス
- 一　千八百四十七年一月司法省刑事局ニ奉職ス
- 一　千八百四十八年七月巴里府上等裁判所管轄内ノ「ヲーブ及ヒ「トロ

ワー裁判所ノ判事補拜命

- 一 千八百五十二年一月警察省書記局ニ出仕ス
- 一 同年四月ヲーブ及ヒ「ノージヤン」シユール・セーヌ裁判所ノ下吟味掛リ裁判官拜命
- 一 千八百五十三年九月ヲーブ及ヒ「トロワー裁判所ノ下吟味掛リ裁判官ニ轉ス
- 一 千八百六十三年十月病ヲ以テ職ヲ辞ス
- 一 同年同月（2字不詳）命ヲ奉シ伊太利國常時ノ政體ヲ視察ス
- 一 千八百六十五年十二月ワン州セーグ造船所ニテ「コレヲ病流行ノ時尽力シタル故ヲ以テ榮譽賞牌ヲ賜ル
- 一 千八百七十三年四月日本ニ来リ各領事館所属代言師トナル
- 一 千八百七十四年三月日本司法省ニ於テ大坂上等裁判所ノ顧問拜命
- 一 千八百七十五年六月英国人キング」ニ對スル強姦事件ノ告訴手續ノ教示ヲ警視廳ヨリ委任セラレ該事結局ニ及ヒ七月其報謝トシテ金三百圓ヲ受領ス
- 一 千八百七十八年五月警視廳顧問拜命<sup>1)</sup>

この記録からグロスの経歴をある程度まで把握できるが、これらを詳細に調査をすればいくつもの不備な点が認められる。例えば、彼の出生地はパリの南東のヲーブ県ブリアンヌ・ル・シャトー (Brienne le Château) であり、<sup>2)</sup> また彼の警視庁顧問の拜命は1878年ではなく、1876年が正しかったりもする。しかし、この履歴と当時のフランスの政治状況とを重複させてみると、グロスがなぜ日本に来るようになったのか、来なければならなかったのかが臆げながらも理解できそうで興味ある資料ではある。

特に、グロスは1863年10月に病のためトロワ裁判所を辞任しながら、同じ時にイタリアへ命を帯びて政情を視察に赴いている面など、第二帝政がらみの任務であったろうし、彼がイタリアでどのような裏面活動をしたの

か気にもかかる。また、1866年以降来日するまでの7年間、彼がなにをしてきたのかはこの記録に現われず、想像をかりたてられる時期だったりもする。

グロスの来日は先の記録によると1873年(明治6)4月とあるから、この月の12日に横浜に入港したイギリス郵船(P. & O.)のマドラス号(Madras)だったと判断される。この船の乗客名簿の中にGrosの名がみられるので、<sup>3)</sup>この人物がグロス本人だったと考えられる。グロスがなぜマルセイユを出航するフランス郵船に乗らず、ブリンディジを母港とするイギリス郵船を利用したのか考慮しなければならない点で、第二帝政崩壊を境に彼は既にフランスを脱出していたとの推量もさせる。

1873年4月12日、横浜に上陸したグロスがどこに居留し、どこの領事館所属の弁護士になったのか明瞭でない。また、1874年から1876年にかけての在留外国人人名録にはグロスの名は掲載されてなく、1877年になって初めて彼の名前が警視庁法律顧問として記載され、麴町平川町5番地の住所も明記された。<sup>4)</sup>しかし、1873年の来日から、1876年に警視庁に雇用されるまでのグロスの行動は一切不明で、また住居も定かでない。

先に示した資料によると、グロスは来日直後には各国領事館に所属する弁護士となっているが、1873年や1874年の各国の領事館裁判を調べてみたものの、彼が弁護士として法廷に立ったとする裁判記録は確認できなかった。また、彼の履歴にみられる1874年3月の大阪上等裁判所顧問拝命の件も、かなり疑問を抱かせる点でもある。

大阪上等裁判所の設置は明治8年5月に入ってからのもので、グロスの書いた履歴中にある1874年3月の顧問拝命の時には、大阪上等裁判所は存在していなかったのである。この1874年が単なる1875年の誤りであったとしても、彼が大阪に赴任したことを証明する記録は一切ない。大阪上等裁判所が開庁された後、ここに兵庫裁判所の顧問として司法省に雇われ、派遣されたのはリップマンであった。

ロベール・リップマン(Robert Lipman)も横浜に居留していたフラン

ス人で、彼は1875（明治8）10月1日より1年の契約で司法省雇いとなり、10月27日に三菱郵船の名護屋丸で横浜から兵庫へと向かった。強いて考察すれば、グロスに対して大阪上等裁判所顧問の打診があったものの彼がこれを断わったため、リップマンがその代りとして雇用されたということだろう。いずれにしろ、グロスが大阪へ赴任した形跡はない。

ところで、少なくとも1874年12月にグロスは横浜居留地に住んでいたことを示す新聞広告があり、<sup>5)</sup>これによると、彼の（法律）事務所を1874年12月18日に横浜居留地156番のデローロ商会へ移転したとするものである。デローロ商会（Dell'Oro and Co.）は本村通りに面し、596坪の地所を所有していたので、ここの一角をグロスが借り受けて新しい事務所を設置したことになる。この広告には、以前の事務所の所在場所を明記していないが、事務所の移転としているからには、移転前の事務所もやはり横浜居留地内にあったとみなすべきで、これにより大阪への赴任はまず否定してよいものと判断される。1875年4月のキングの暴行事件の時も、彼は居留地156番に居留していたが、8月下旬にあってもなおここにいたとみなされる記録がもうひとつある。

1875年8月、ガロンヌ川が大氾濫を起こし、このため大勢の犠牲者がでたが、この報道が日本に伝わるやすぐに国内に居留するフランス人は、こぞってフランス領事館やレコー・デュ・ジャポン社に義援金を送り、その額は10月初旬までに2,535ドル余の多額に昇った。この義援金を提示した名簿の中にデローロが10ドル、グロスが5ドルを寄付した記録があるので、<sup>6)</sup>1875年8月の段階でもグロスはなお横浜居留地に在住していたものとみなされる。この点は、警視庁雇いの契約書と若干の関連があり、1875年8月中はまだ警視庁に雇われていなかった傍証になる。

グロスを警視庁法律顧問に招聘する契機となった子女暴行事件が、上海の上等裁判所でまだ最終結着をみない明治8年7月18日に、大警視・川路利良はすでにグロスの雇用にのりだして、内務省への申請は次のよう

な文面になっていた。

「横浜居留地百五十六番在住佛蘭西人ペーグロース

右同人儀，法律学研究ノ者ニ而，曾テ本國警察廳ニ奉職シ，警察事務ニモ頗ル慣練ノ由ニ候間，顧問ノタメ別紙條約書草案之通ヲ以テ，壹々年間当廳へ雇入候様致度，此段相伺候條，速ニ仰御指令候也。（句読点は筆者）

明治八年七月十八日<sup>7)</sup>」

この申請書にある「別紙條約書」とは、次に示す内容であった。

「條約書

大日本警視廳大警視川路利良閣下ト，横浜ニ住スル佛國人「ペー，グロース」氏トノ間ニ取結所ノ條約左ノ如シ

第一條 ペー，グロース氏ハ警視廳ニ附属シ，諸官員ヨリ警察ニ関スル諸事ノ顧問ヲ受ケ，又ハ臨時狀師ヲ任セラルル者ナレハ，大警視ヲ始め上官ノ命ニ違背セス，総テ委任セラレタル職務ニ勉勵盡力ス可シ

第二條 約定期限ハ明治八年七月（□□）ヨリ来ル明治九年七月（□□）迄壹々年ヲ以テ満期トス

- 一 給料 壹々月日本貨幣三百五十圓ト定メ，毎月末ニ給與スヘキ事
- 一 月給ハ此約條書調印ノ日ヨリ計算シ渡スヘシ
- 一 雇中宿料ハ別ニ壹々月ニ付五拾圓ヲ附與シ，東京表ニ於テ居住スヘキ事 但食料家具及ヒ僕婢等一切自費タルヘシ

第三條 本務ノ時間ハ警視廳中官員同様タルヘシ

- 一 休暇ハ警視廳ノ休日ヲ以テス

第四條 ペー，グロース氏怠惰又ハ不行政ニアラサル原因ヲ以テ，期限前約定ヲ廢セント欲スルトキハ，大警視ヨリ其旨ヲ同氏へ報告シタル

日ヨリ，約條期滿ニ至ル迄ノ時間ノ給料ノ半ヲ償トシテ渡スヘシ。  
ペー，グロス氏此約條期限前ニ其職ヲ退カント欲セハ，其譯ヲ大凡  
壹ヶ月前ニ大警視ヘ報告スヘシ。不得上事情之レアル時ハ暇遣スヘシ  
ト雖トモ，更ニ償等ヲ求ルコト勿レ。若シ又大警視ペーグロス氏ノ  
怠惰又ハ不行状ヲ戒ムル後，十五日ヲ過キテモ其詮ナキニヨリ，已ム  
ヲ得ス暇ヲ遣スヘキ事有ル時ハ，其暇遣シタル日ヨリ此約條書ヲ廢ス  
ル故，決シテ償等ヲ得ント求ムベカラス

第五條 私用ニテ東京外ニ旅行スル時ハ，大警視ノ許可ヲ得ベシ。尤休  
日ヲ除キ日数五日迄月給ヲ引去ラスト雖トモ，其以上ナレバ不在中ノ  
日数ニ応シ引去ル事モアルベシ

第六條 病氣ニ罹ルトキハ前同断，休日ヲ除キ日数十五日迄ハ月給引去  
ラスト雖トモ，十五日ヲ過グレハ全快迄ノ月給ハ半減タルベシ。尤三  
月ヲ経テ猶愈サル時ハ，大警視此約定書ヲ廢スルヲ得ベシ。然ル時  
ハ，月給壹ヶ月分ヲ養生トシテ与フベシ

第七條 約定期限中ペー，グロス氏，日本人又ハ外國人ト商賣工作等  
約定ヲ爲スベカラス。且他人ニ雇ハレ商業ヲ營ムヲ禁ス。加之聊カモ  
日本國ノ法教政事ニ関スベカラス。若此等ノ証跡ヲ得ル時ハ，直ニ此  
約條ヲ廢スルノ權アルヘシ（句読点は筆者）

明治八年七月 西洋一千八百七十五年日本東京ニ於テ正ク此証書二通ヲ  
記ス<sup>8)</sup>

この川路利良より内務省宛の申請は，同年8月29日に内務卿・大久保利  
通より太政大臣・三條実美へさらに上申され，9月15日付けをもって正式  
に認可された。伺いの通りとする太政官の認可があるからには，この日をも  
ってグロスの雇用が決定したはずだが，いかなる事由によるものか，彼の  
最終的な警視庁への雇用は，明治9年5月10日へと約8ヵ月もずれ込んで  
いった。

グロスの履歴中の1878年5月の警視庁顧問拜命は単純な誤りで、1876年5月の書き違いだったとみなすのであれば、これはこれで正しい。文章で書くと煩雑になるので、彼の雇用等の明細をまとめてみると次のようになる。

職 務	雇 用 期 間	給料(円)	住 所
①警視庁顧問	8. 7. - ~ 9. 7. -	350 + 宿料50	横浜居留地156
②警察顧問	9. 5. 10 ~ 10. 5. 9	350 + 宿料50	麴町平川町5-11 (河田晃福方)
	10. 5. 10 ~ 11. 5. 9		
	11. 5. 10 ~ 12. 5. 9		
③警察事務顧問	12. 5. 10 ~ 13. 5. 9	400	
	13. 5. 10 ~ 14. 5. 9		
	14. 5. 10 ~ 14. 11. 9		永田町三年町 4

上記の表のうち、①の雇用に関しては単なる草案に終わったもので、彼の正式な雇用は②からになる。月給350円+宿料50円は「公文録」, 「太政類典」と外務省記録の「官雇入表」(自明治九年)に記録されているが、『警視庁史稿』では月給300円+宿料50円とあり50円の差がみられる。月給350円はお雇いフランスとしては標準で、東京大学教授のベンソンやマンジョ, あるいは陸軍大尉クラスと同額であったが、日本人と比較するとかなりの高額で、グロスの上司にあたる大警視・川路利良のそれに匹敵し、年度によっては川路を越す額であった。

グロスの契約は1年単位であったが、明治14年5月9日の満期の際に、時の警視総監・樺山資紀は内務卿・松方正義に同年4月22日付をもって半年間の雇い継ぎを申しで、これが4月27日の左大臣・熾仁親王への上申となり5月11日をもって聞き届けられた。<sup>9)</sup>この半年間の雇用は、グロスの帰国希望と関連があったものとみなされる。

グロスの東京警視庁への正式な招聘は、明治9年5月10日であったが、この雇用に関する事情は、次に示す警視庁より内務省宛の明治14年10月3

日付の上申が最も的確に表現している。

「當廳顧問ペーグロース儀，過ル明治九年五月滿一ヶ年月給四百円ノ定約ヲ以雇入，爾後雇継来リ。本年（明治14）十一月九日ニテ満期解約ノ筈ニ候。抑本人雇入ノ起因タル，旧警視廳設置ノ日猶淺ク，殊ニ警察務ハ旧法雑其法令ノ創設ニ係ハルモノ事ニ經驗ナク，就中外国人ニ関スルカ如キハ，彼我情態ノ異ナルヨリ往々紛紜ヲ生シ，動モスレハ外人我未熟ニ乗シ，侮慢凌辱到ラサル所ナク，隨テ御國權ニ関スル儀鮮少ナカラス，付テハ精備ナル佛國ノ警察法ヲ諮問參取シ，以テ我警察權ヲ皇張スルノ見込ニ有之処（下部略）<sup>10)</sup>」（句読点は筆者）

外国人との間に起こるさまざまな事件は，ともすると日本人側に不利な裁定となるため，法律学に明るく実務に熟練したグロースの雇い入れは，警視庁にとっては悲願であった。実際，頻発する外国人との係争事件は数多く，グロースが在任中に処理した事件は，次のように39件もの多きに昇っている。

「グロース管理外国人事故摘要

- 一 白井傳藏夫婦米國婦人ヲルモンド及ヒ「フロクレー」ノ暴行ニ遭ヒ重傷ヲ受ケタル件
- 一 十年第五十一号八木國三郎ヨリ佛國人クラトフ」ニ係ル民刑附帶ノ件
- 一 英國人エムゼイライヨンス無燈乗車ニテ通行ノ件
- 一 人力車夫坂井兼吉佛國人アグーピル」ニ對シ損害要償ノ件
- 一 人力車夫佐藤峯吉米國人パーワン外壹名乗車通行ノ際負傷損害要償ノ件
- 一 佛國人フーク巡查戸籍調査ノ節故障申立タル件

- 一 英国人エフエカートマン巡查ニ對シ暴行シ並ニ人民ニ飲酒代價拂ハサル件
- 一 佛國人ルモアース深川貸座敷ニ於テ遊興ノ帰途発砲ノ件
- 一 佛國人ブラウン墨陀堤上ノ櫻花ヲ折取タルノ件
- 一 英國人チャープリンエルトン車馬留ノ揭示場ヲ犯セシ件
- 一 佛国人ジョージホーハン矢澤菊次郎へ暴行ノ件
- 一 佛国人アンゴー及ヒブコアン金子伍吉外二名ヲ毆撃ノ件
- 一 英国婦人ヲルモンド馬車ニテ営繕寮受負出車へ衝突ノ件
- 一 瑞西国キヤリヘース警視廳雇河合増蔵へ暴行ノ件
- 一 仏国人マンジヨー車夫西村常次郎へ暴行ノ件
- 一 旅人宿小口マサ」ヨリ英国人フルデリック」ニ係ル止宿紛紜ノ件
- 一 佛国人フーク畜犬小林秀吉ヲ咬傷ノ件
- 一 英国人ソロスビー車夫喜之助ヲ毆打ノ件
- 一 米国ペルリー船へ内國人濫入ノ件
- 一 英国人ダブリュユスラム新橋停車場ニ於テ暴行ノ件
- 一 清国人韋亨元半蔵門外ニ於テ巡查及ヒ行人数名ヲ殺傷ノ件
- 一 英國人ウイリアムエスケンノン窃盜ノ件
- 一 仏國人ジョセフソウル畜犬ニ諸人咬傷セラレシ件
- 一 四ツ谷塩町ニ於テ墮國人ヘンリーホンシーボルト無燈乗車ニテ通行ノ件
- 一 湯島三組町明治医学社塾生伊与木進外一名英国人アフテルカテルル罵言云々告訴ノ件
- 一 木挽町旅人宿小口宅次郎方へ英国人マクロード寓居立退サル件
- 一 英国人キーリング参議護衛兵へ係ル訴訟ノ件
- 一 招魂社競馬欄内ニ於テ陸軍少尉植田登英國人エジタムソン」ニ係ル訴訟ノ件
- 一 清國人周幼梅阿片煙吸喫ノ件

- 一 清國人張徳外一名裏霞ヶ関ニ於テ内國人ヨリ疵傷ヲ受ケタル件
- 一 英國人ジョンピフトマン車馬留ノ揭示ヲ犯シタル件
- 一 清國人阿亨外一名北川則和外壹名へ暴行ノ件
- 一 清國人周文明ヨリ波多貞美ニ對スル訴訟ノ件
- 一 玉川泰次郎英國商人アブドルカートル」ニ物品代金欺取セラレ且毆傷ヲ受タル件
- 一 佛國人アンゴ」ヨリ元雇人ヲ盜犯トシテ訴出タル件
- 一 英國人ハセン田中攀外三名ヲ欺騙シテ金圓ヲ取りタル件
- 一 清國人陣栄光方ニ於テ巡查ニ對シ清人暴行シタル件
- 一 佛國人テスジエネテー銃獵ノ際弾丸牧野八郎左衛門ニ中リタル件
- 一 獨逸國人ドクトル，チッセ同アフアルト同ポップ」ト二名瑞西國人アール，トリユーブ蘭國人レイドルス内國勸業博覧会場ニ於テ暴行シタル件」<sup>11)</sup>

これら外国人による暴挙，横暴の類は日常茶飯事ともいえるもので，治外法権下にあった日本側，特に警視庁の苦悩たるや想像を絶するものがあった。警察権の確立のためグロスを雇い入れ，頻発する外国人の係争事件の処理に当たらせた結果，この種の事件は漸次減少していった。現実にはグロスが関わった39件の訴訟事件が，どのような経過を経て決着をみたのかがわかれば極めて興味あるところだが，これらの事件をグロスがどう対処したのか記録はほとんどない。

たとえば，先に掲げた「招魂社競馬欄内ニ於テ陸軍少尉植田登英國人エジタムソンニ係ル訴訟ノ件」とは，明治12年1月27日に九段の招魂社（明治12年6月に靖国神社と改称）に於て競馬大会が開催されたが，この折に麴町のイギリス領事館で働いていたジョージ・トムソン（George Thomson）が巡查に暴行を働き訴えられた事件である。この件は2月26日に禁獄14日の判決で決着をみたが，グロスがこれにどう関わったのか明瞭

でない。ただ、この日の法廷に外国掛りより1名、警視局より1名が立ち合っているので、後者がグロスであったかも知れないと思わせるだけである。

先の39件を表面的にみると、お雇いフランス人——フーク、アング、ブーグワン、マンジョ——らの日本人使用人に対する暴行が目につくが、これらの件は大きな話題にならなかったものとみえ、当時の欧字・邦字新聞をみても記事として扱われていない。これらの事件は、三面記事やゴシップ欄にもってこいの内容と思われるものだが、西南の役やコレラの大流行の方に記者の神経は集中していたようで、この頃の記事はこのふたつが満載されている。

また、無燈乗車に関する事件もみられるが、これは馬車によって多発していた事故を減らそうと、点燈を義務づけたことから生じたものである。警視庁は明治9年2月に「外国人取扱心得」なる規則書を作製し、それを各署に配布して外国人との争いをなくそうとしたが、この年の12月に「外国人自分馬車に乗り夜中無燈にて通行する時ハ懇々説諭し點燈せしむべし」との条文を42条に追加したことに関連した件である。

「麴町の英國公使館に雇はれて居る支那人韋亨元といふ飲んだくれの豚尾頭が、昨日の朝七時三十分ごろにドロケンで暴れ廻り、永田町の獨乙公使館の前にて料理包丁を振りあげ、無法にも往来を通る八丁堀仲町の熊吉に疵を負はせ、又通りかかる人力車曳体の者の腹を突て即死をさせる。夫から永田町の善太郎へも切かけて疵を負はせ、夫より三宅坂邊にて又々二人の男へ疵を負はせて半蔵御門外へ来て、警視局のお給仕荒川某へ切かけ、頓て巡查方が代官町にて取押へに向はれたとき、安藤忠容君と杉原猪太郎君ハ淺手を受け、入江彈造君ハ深手を負ひ漸く同人を召とったが、恐ろしい亂暴なチャンチャン坊主<sup>12)</sup>」(句読点は筆者)

この記事が、先の「清国人韋亨元半蔵門外ニ於テ巡查及ヒ行人数名ヲ殺傷

ノ件」の内容で、事件は明治10年11月24日に発生した。この事件で重傷をおった四等巡查・入江弾造は、翌11年8月27日に吊慰法に照らして、警視局より下賜があったが、「東京日々新聞」などは343円の下賜金であったと報じているのに対し、<sup>13)</sup>「讀賣新聞」の方は月給の百分の二を下したと書いて<sup>14)</sup>いる。四等巡查のこの時期における俸給が、どの程度の額であったのかを示す適当な資料はないが、巡查より格上の十等警部や十等警視属の月給が明治11年代にあっては12円であったから、先の343円は高額すぎ、反対に百分の二では少なすぎるとの感じを受ける。いずれにしろ、グロスがこの事件にどのように関わったのかはこれも明らかでなく、吊慰法を最大限に活用して、見舞金の額を高くしたかと思わせるだけである。

先の39件の係争事件のいくつかは、今ここで紹介したように部分的に探ることができるが、実際にグロスがどう対応し処理していったかとなると、彼の具体的な行動を見い出すことができない。ただ、「本人儀爾来五ケ年間勉勵一日ノ如ク曾テ其任ニ負カス、即チ外國人に関スル事故ノ如キハ漸次減少シ、彼奸黠ノ徒ト雖モ敢テ其術ヲ逞フスル事ヲ得サリシハ、其規画スル所宜シキニ適ヘルニ由ル<sup>15)</sup>」と彼の功績を認識するだけである。

外国人事件の処理とは別に、グロスはいまだ我が国に治罪法や刑法が施行されていない時に、警視庁員のためにフランス治罪法と刑法の講義を続けた。グロスを雇用した直後に、川路大警視はボワソナードが司法省でフランス治罪法の講義を開設することを聞き、警視庁でもこれを講説させることを思いつき、グロスをその任にあたらせた。

グロスによるフランス治罪法の講義は、明治9年10月12日から原則として月曜日と木曜日の週2回、午後12時より3時まで警視庁で開講された。開講当初にあっては、聴講するものが多く満員の状態で、7回目の講義が終った段階では早くもグロスのフランス治罪法を本にする運びとなり、11月には内務省より出版許可となって東京の書林・須原屋鉄二らによって刊行・発売されていった。この講義は明治11年7月8日まで続けられ、この

日の146回をもって終了したが、これを専ら筆記したのは警視庁三等警視属・岡田豊と同五等・中村与八の2名であった。グロスの講義は当然フランス語でなされ、それを通訳した者もいたはずだが、『警視庁史稿』などにもその名はみられず、また翻訳者も明記されていない。

川路大警視の命によって開講されたものだっただけに、聴講を希望する者も多くいたが、講義が進んでいく内に欠席者も次第に増え、特に西南の役が勃発した明治10年代に入るとその数は激減した。とりわけ、警視庁には鹿児島出身者が多かったから、従軍を望む者も多く、また筆記役の岡田や中村も討伐に加わることを懇願した。しかし、西南の役に出征し大活躍をした川路大警視は、グロスの講義が中断することを赦さず、そのまま継続させたのであった。

グロスの治罪法講義は、単なるフランス法の紹介や逐条解釈に留まらず、今の日本にいかなる立法が必要であるかを綿々と説く特徴があった。例えば、陪審制度の講義にあっては、「治外法権ヲ恢復スルハ、独リ刑法ニアラスシテ治罪法ニアリ。而シテ治罪法ノ要点ハ、即陪審ノ設立如何ニアリ。陪審アルニアラサレハ、何ヲ以テ治外法権ヲ恢復スルヲ得<sup>16)</sup>」(句読点は筆者)と、この制度がいかなるものであるのかを知らない人にも、かなりわかり易い解説をしている。この点に関しては、拷問制度、死刑制度や贖造への対処などで、グロスの幅広い知識が認められ、実に真摯な講義であったかをも語っている。

この講義内容は初め分冊のかたちで印刷され頒布されたが、のちに合本洋装本として警視庁から刊行された。最終巻の奥付をみると明治11年7月となっているから、146回目の最終講義が終ってすぐ印刷にかかったものとみなされる。なお、グロスの『佛國治罪法講義』の合本には、全3冊と全5冊とが存在している。

治罪法の講義が終って間もなく、警視庁員の間より刑法の講義を望む声が高まり、川路大警視は庁員の向学心に満足の意を示し、グロスにこれを

委嘱した。グロスによるフランス刑法講義は、明治11年12月24日より明治14年11月7日までの間の212回に渡り、原則として月曜日と木曜日の午後がこれに当てられた。この時期、ボワソナードによる刑法の原案が起草されていただけに、グロスの刑法講義は現場の警察官にとっては極めて有効なものであった。彼の『佛國刑法講義』も、明治12年5月1日に須原屋鉄二らによって版權届けがなされ頒布されていたが、これも合本3冊と5冊本とがある。

グロスの警視庁における仕事は、記述したように外国人との間におこった係争事件の処理と、警視庁内での治罪法・刑法講義が主なるものであったが、時には外国より警視庁や監獄場を視察にくるような場合には、この案内をすることなどもあった。例えば、明治12年4月25日にスペイン領事代理のドヲーリイ (de Ory) が佃島の監獄場の視察にやってきて、囚人たちが作った数々の品をみ、それを称えて帰ったことがあったが、ここを案内し説明をしたのがグロスであった。

なお、グロスが警視庁に雇用されて最初のクリスマスを迎えた時、彼は囚獄にいた日本の子供たちにいくばくかの金品を贈っているのです、その記事を紹介して彼の人柄の一面を窺うことにする。

「先月二十五日に警視廳お雇ひの佛蘭西人グロース氏が、囚獄の子供百餘人へ金を與へられたので一同大よろこび。半分ハ書籍、筆、墨の類を買ひ、半分ハ薩摩芋を買って、囚長の鈴木匡晋が夫々へわり渡し、比ほど鈴木よりグロース氏へ禮状を出して、厚く心ざしを謝しました<sup>17)</sup>」(句読点は筆者)

グロスは1873年(明治6)に来日してから、結局フランスへ帰ることはなかった。1881年(明治14)に帰国を前にして東京で急逝したからである。ところで、グロスが日本で活躍中、遠く故国では90歳に近い老母が彼の帰

国を鶴首していた。おそらく、明治12年2月の川路大警視の再度の欧州視察旅行に際し、グロスは一行のだれかに郷里の年老いた母に会い、自分の消息を伝えて欲しいと依頼したのであろうか、2人の人物がここを訪ねている。

川路大警視は佐和正少警視ら7名と共に、明治12年2月12日にフランス郵船のティール (Tibre) 号で横浜から出航したが、この際グロスは外務省雇いのフランス人・サラザン (F.Sarasin) や印刷局雇いのイタリア人・キヨソネ (E.Chiossone) らと一緒に、彼ら一行を見送った。川路らは明治12年3月27日に無事マルセイユに到着したものの、川路は長途の旅の疲れとリウマチのため体調をくずし、佐和少警視らを残して間もなく帰国の準備を進めることになった。そのような不安な日々を送っていた川路は、自分の家従である五代与七と、外国御用掛でフランス語の通訳として同行していた駒留良蔵の2名を、パリからグロスの老母が住むブリアンヌ・ル・シャトーに向わせた。

「(明治12年8月)十九日晴，午后警視廳ニ抵リ，「コーベ，ホンテン」二氏ヲ見，大警視ノ歸國ヲ告ク。夜，横山某龍動ヨリ到ル。大警視ノ病ヲ護シ，歸航スルカ爲メナリ。富田鍔之助ノ紹介ニ係ル駒留，五代「グロース」氏ノ郷里ニ赴キ母氏ヲ慰問ス。一泊シテ歸ル<sup>18)</sup>」(句読点は筆者)

これは佐和少警視の日記『航西日乗』の一節だが、これを読む限り、旅を途中にして帰る川路が、自分の代理として先の2名を慰問にやらせたと読みとるべきだろう。佐和自身はこの時には同行していなく、また彼の日記にもその記述はないが、彼も他日グロスの母と面会したことがあったようである。後で示す佐和による墓碑銘をみると、「一日過君故里，母氏齡九旬泣日，公等厚遇吾兒幸則奉矣，然妾恐其感恩久留成不能歸去也」とある。

つまり、佐和自身もグロスの母に会った折、老母は佐和に対して「吾が息子が（日本で）厚遇されているのを知り大いに幸せであるが、そのためかえって恩を感じて日本での滞留が長くなり、帰国できなくなってしまうのではないかと恐れている」と90歳になる母は泣いて語ったとなる。

川路大警視はこの8月24日、大山綱昌二等警視補、駒留と五代を連れマルセイユを出航し、10月8日に横浜にフランス郵船にて到着した。しかし、川路はこの時には病状も極めて悪化していたため、乗船してきたタナイス（Tanais）号から小蒸気で東海鎮守府へ運ばれ、寝台に打ち臥したまま汽車で新橋に運ばれ、鍛冶橋の官邸へ戻った。重体のため宮内省から勅使や待医も差し遣わされたが、10月13日午後3時にここで歿した。したがって、川路自身はフランスにあってグロスの母に会う機会はなく、また帰国後グロスと言葉を交すこともなかったであろう。なお、川路の死去後の10月16日に、陸軍中將・大山巖が警視局大警視をとりあえず兼任することになった。

明治14年11月9日満期を迎えることになったグロスのために、樺山警視総官は明治14年10月3日に内務卿代理・内務大輔土方久光に対し叙勲の申し入れをした。これは明治14年10月20日の内務卿・松方正義より賞勲局総裁・三條実美への勲章下賜の伺いとなって提出され、結局明治14年11月7日に伺いの通りとなり、グロスの勲四等旭日小綬章が決定した。丁度、この日はグロスの3ヵ年に渡る刑法講義が終了した日で、その功勞に対し樺山資紀が盛宴を開いた日でもあったから、グロスの慶びも大きいものであった。

ところで、警視庁の警察参考室に、写真を元に画いたと思われる一枚のグロスの肖像画がある。ここに保管されているものは印刷されたもので、オリジナルの所在は不明だが、この画のグロスの左胸にひとつの勲章がつけられ、明らかにこれが勲四等旭日章であると認められる。後からコンテをもって画いた作品かも知れないが、これが写真を参考にしたものだとす

れば、グロスの最後の肖像写真ということになるであろう。

グロスの雇用が終る明治14年11月9日、樺山警視総官は内務卿・山田顕義に、彼のフランスまでの帰国旅費500円を支給してくれるように上申した。このようにグロスの帰国に際しては、明治政府は相応の配慮をみせ、一方彼の方も、この11月26日に横浜を出航するフランス郵船・タナイス (Tanais) 号にて郷里に戻ることを夢みていた。

ところが、先の祝宴の会食に問題があったものか激痛を越こし、本郷の東京大学の医学部に入院したものの、加療の甲斐もなく明治14年11月18日午後8時に61歳をもって長逝した。病名は赤痢であったと伝えられている。グロスの遺体は三年町の彼の住いに運ばれたが、この悲報に接した樺山警視総官は、すぐに内務卿・山田顕義に宛て19日に次のような上申をした。

「元當廳雇佛國人勲四等ペーグロース慰勞金下賜方ニ付、本年十月卅一日第四千六百五拾号ヲ以テ伺出、未タ御指令無之條處、昨十八日午後第八時病死候。然ルニ本人生前功勞ノ儀カ曩ニ及上申候通ニ有之候間、該金額ヲ以テ更ニ祭祀料トシテ至急下賜相成候様致度、比段上申候也<sup>19)</sup>」

(句読点は筆者)

この樺山の上申が聞き届けられたのは、同年12月10日のことであった。

グロスの葬儀は11月21日午後3時30分の出棺にて、三年町の彼の寓舎より青山墓地に埋葬されることになり、樺山警視総官を始め警視官一行、各分署長、巡査300人と儀仗兵一小隊が列してとり行われた。青山墓地は明治13年6月に外国人のための埋葬地が決定されていたが、グロスの遺体は外国人埋葬地とは別の、先年死去した川路大警視の墳塋の側に埋葬された。グロスらの墓がある青山墓地の一廓は、いま警視庁墓地ともいわれており、彼の墓がここに決定したのは、万一日本の地で死ぬようなことがあったら、川路大警視の傍らに埋葬して欲しいとのグロスの遺言と、川路の信

頼がすこぶる厚かったためだという。

葬儀にあたって、樺山警視総官は三條実美、大木喬任、大山巖ら高官の列席する中、次のような簡潔なる悼詞を最初に述べ、列席者の涙を誘った。

「陸軍少將兼警視總官正五位勲三等樺山資紀謹んで佛蘭西共和國法律大博士日本帝國勲四等ガンベークロス君の靈に告ぐ。君の我警視廳に奉事するや久矣、其功績の彰著なる稱揚するに違あらず。我皇寵するに勲章を以てせり。今や榮歸日あり偶々病に罹り溘焉として逝く。ただに親戚故舊の悼惜のみならず、君も亦其情極まりなかるべし。嗚呼哀哉、雖然君の功德ハ我帝國の勲章と共に、永く光榮を君が郷國に傳ふべし。君亦以て瞑すべし、資紀爰に僚屬を率ゐて君の靈を弔す、庶くハ享けよ」<sup>20)</sup>  
(句読点は筆者)

樺山について弔辞を述べたのは、太政官や司法省の法律顧問・ボワソナードで、これを日本語に訳して語ったのが駒留良藏であった。

《Messieurs,

Ce n'est pas cette séparation à laquelle nous étions préparés.

Notre pauvre ami Gambet était sur le point de rentrer en France. Aujourd'hui, même, ses chefs et ses amis japonais devaient lui offrir un banquet d'adieu. Ses compatriotes l'auraient convié leur tour et, dans 5 jours, nous l'aurions accompagné jusqu'au navire qui devait le conduire en France. Avec ses amis japonais, on aurait échangé la promesse de s'écrire souvent. Avec ses compatriotes, même avec son plus vieil ami qui vous parle, on aurait fait voeu de se revoir en France. Et voilà que c'est une séparation muette, une séparation éternelle, au moins en ce monde!

Inclinons nous, Messieurs, devant les décrets impénétrables de la Volonté suprême. Mais elle ne nous défend pas l'expression de notre douleur. Toutes les douceurs des derniers jours se sont changées en regrets éternels.

Il y a 8 jours à peine, le Gouvernement japonais décernait à notre pauvre ami la 4<sup>e</sup> classe de l'Ordre impérial du Soleil levant.

Sa modestie n'attribua cette haute distinction (il l'a dit en ma présence) qu'à la délicatesse exquise des Japonais dans les choses du sentiment et à leur générosité dans les récompenses envers ceux qui les ont servis dans le mesure de leurs moyens. Et voilà que cette étoile de l'honneur qui devait briller sur sa poitrine et rehausser sa noble prestance n'aura servi qu'à décorer son cercueil!

Quand je cherche, Messieurs, ce qui a pu amener une pareille catastrophe, si imprévue, si désolante, je ne trouve qu'une explication plausible: il est mort du regret de quitter sa seconde patrie, sa patrie d'adoption.

Mieux que personne, j'ai pu suivre le chagrin croissant que lui causait cette séparation. Je le voyais chaque jour, même avant sa maladie et j'étais dans le secret de sa tristesse.

Cependant, il allait retrouver sa mère, sa mère plus qu'octogénaire; mais il craignait que sa présence, après 8 ans d'absence, ne lui donnât la mort; car à cet âge avancé, Messieurs, la femme est plus accoutumée à la douleur qu'à la joie; il savait que sa mère ne vivait que par l'espérance de le revoir et qu'ensuite elle lui dirait l'éternel adieu. De là ce trouble, cette crainte que lui causait le retour.

Lorsqu'il était encore en pleine santé nous n'avions pas été sans prévoir, tous deux, comme il convenait à des vieillards, que nous ne

pourrions peut-être pas revoir la France, et nous nous étions communiqué l'un à l'autre le désir d'être inhumés au milieu des Japonais, nos amis. Non que nous eussions laissé s'affaiblir le lien qui nous unit à nos nationaux: mais ils sont ici, comme nous, de passage, et les jeunes hommes qui se succèdent à Yokohama ne sauront pas, lorsque nous ne serons plus, que nous sommes restés ensevelis sous la terre étrangère. Cependant, on ne veut pas être tout-à-fait oublié après la mort.

Les Japonais n'oublient pas leurs morts et ils nous compteront comme un des leurs, si, étant morts à leur service, nous sommes inhumés au milieu d'eux.

Notre ami avait donc le désir d'être inhumé près de son chef et regrettable ami le général Kawaji, comme moi près de l'illustre Okubo, *sanghi*.

Son dernier voeu est rempli. Il repose ici, par une faveur insigne, dans le champ du repos que la Préfecture ne destinait qu'à ceux de ses serviteurs qui sont morts pour la défense de la paix publique. On lui a fait plus d'honneur qu'il n'aurait jamais osé en ambitionner.

Votre gouvernement lui décerne, en quelque sorte, après sa mort, le *droit de cité japonaise*.

La Préfecture prend sa charge ses funérailles, et vous voyez de quelle magnificence elle les entoure et avec quel heureux esprit de tolérance elle autorise la manifestation extérieur de notre culte dans un lieu qui jusqu'ici n'a vu que les cérémonies des cultes nationaux.

J'en remercie du fond du coeur la Préfecture et le gouvernement japonais, au nom des amis de notre cher défunt. <sup>21)</sup>》

「我嘗て期せし所の離別ハ此の如き離別に非ざりき、不幸なる我友ガン

ベー氏ハ將に佛國に歸らんとし、今日ハ即ち其長たり其友たるの日本人別筵を開くべきの日なり。氏の同國人も亦た次で之を招待するの約あり。今日より五日を經過せば、氏を送って手を船頭に分ちしなるべし。日本人にして其朋たるの人とハ互に書信を相通ぜん事を約し、同國人にして其友たる人とハ共に故園に相見えん事を期し、予が如き老友も亦再會を希望せしなるべし。何ぞ圖らん、一朝永訣を爲し、復に現世に相見を得ざらんとハ。諸君よ、天意ハ吾人の測り知る可き所に非ず。唯、之に服従すべきのみと雖も、吾人哀悼の至情を表するハ何ぞ妨げあらんや。嗚呼、曩日の歡樂變じて今日の悲哀となれり。今を距るわずかに八日、日本政府ハ吾不幸なる故友ガンベー氏に旭日四等勲章を授與せられたり。氏の謙讓なる予に謂て曰く、此の特殊の榮譽を享けたるハ、偏に日本人の情誼の厚きと其日本國事に盡力せし者を賞するの重きとに是れ由ると。嗟呼、氏が胸間に耀き其高秀なる風采を増すべきの勲章も唯其の棺頭を飾るに過ぎず。豈に哀しからずや、諸君よ故友が斯く不慮に出て、斯哀慟すべき凶事に罹りし所以を追究すれば、唯一の原因とすべきの事を發見す。即ち故友ガンベー氏ハ其第二の郷國たる日本の地を離るる事を悲んで死せしなり。

氏が日本を辞するの憂苦日々切なりしハ、予が最も注意顧慮せる所にして、未だ病に罹らざる前より日々其憂苦の深情を了知せり。ガンベー氏ハ齡八旬に餘れる老母あり、歸りて之を省するハ悦ぶべしと雖も、東西相別るる八年の久きを経て、俄かに再會の歡あらば感情の劇き爲めに其死を致さん事を恐れたり。盖し婦女子ハ多く憂苦に慣れ、反て歡樂の情を抑え難きものにして、老母の恃んで以て生存するハ、偏に氏と再會せんと欲するの一事にあり。既に再會の望を達さば、忽ち世を去るべきの恐れあり、是氏が歸期に臨んで憂慮逡巡せし所なりき。

ガンベー氏ハ予と年老の感を同うせしを以て、其猶強健なりし時、屢々相共に我輩の復た本國に歸る能ハざるべきを語り、我輩の良友たる

日本人と墳墓の地を同うせんと欲するの意を話せり。我輩ハ曾て此地に在る同國人との交情親誼を薄うするを欲せずと雖も、彼輩も亦旅客にして来去定りなく、我輩の死後此地に来るべき同國人ハ我輩の骨を客土に埋めしを知らざるべし。死後、全く忘却せられざらん事を欲するハ、盖し人の常情なり。

日本人は死者を忘るる事なし、我輩日本に事へて其地に死せば、日本人我輩を記念する事、猶ほ同國人に異ならざるべし。

ガンベール氏ハ其長官にして良友たりし故川路少將の墓畔に葬られん事を希ひし事、猶ほ予が故大久保参議の墳側に埋められん事を欲するが如し。

今や氏が望を達し、警視廳の墓地内に埋葬せらるるを得、實に殊典と謂ふ可し。國安の保護を任とし、職事に死せし警視官のみを葬るの地に於て、氏が墳墓を営ましむるハ、其光榮望外に出るものにして、恰も日本政府ハ氏の死後之に興ふるに國民の權利を以てせしが如し。

警視廳ハガンベール氏の爲めに葬事を行ひ、諸君の見らるる如き盛儀を擧げ、又自國教門の禮のみを行へるの地に於て、外教の葬儀を許可せらるるハ實に其恩遇の優渥にして、處置の寛大なるを知るべし。

是れ予が良友なる死者の故舊に代りて、警視廳に謝し、併せて日本政府に謝する所也<sup>22)</sup> (句読点は筆者)

この訳文の方だが、この頃の新聞記事や残されている記録を対照してみると、若干の語の違いや送り仮名、あるいは述語の差違は認められるものの、いずれもがほぼ同じ文の筆遣いであることから、各新聞社に宛て葬儀の終ったあとで配布したものと判断される。各紙の記者がそれぞれ独自で訳したものとすれば、とてもこれほどまで似た文章にはならない。また、フランス文の方はかなりの長文であるから、ボワソナードの弔辞はあらかじめ手渡されていて、前もって訳し終っていたものと考えられる。

駒留良蔵は明治4年に23歳でフランス留学をした俊英であったから、この程度の訳はこなすことはできたであろうが、それにしても美事な名訳であるだけに、原文を読みながら言葉選びをしたものと考えておきたい。ボワソナードの弔辞そのものは泣涙を覚えさずにはおかないものだが、この中でグロス自身についての新しい知見もわれわれは得られるだけに、貴重な資料となりうるもので、原文も当時の新聞の中に残されていたのは幸いであった。

明治15年9月、青山墓地内にグロスの立派な墓碑が建てられ、その表面に「法蘭西共和國法律博士日本帝國勲四等 監北特格羅士墓 (GAMBET-GROSS, 18-XI-1881)」と刻まれ、その裏面に佐和一等警視の撰した墓碑名が深く彫り刻まれている。この墓碑名は今でも容易に読みとることができるが、全文が漢字であるため意味不明の箇所もままあり理解に苦しむが、その全文を掲げてみる。

「明治十四年十一月十八日、佛國法律博士格羅士君、歿我東京之僑居，前是二年，余從故川路大警視航歐洲駐巴黎，一日過君故里，母氏齡九旬泣日，公等厚遇吾兒幸則奉矣，然妾恐其感恩久留成不能歸去也，嗚呼母氏之言遂以為讖悲，夫君諱監北特，姓格羅士氏，佛國俄伯州某縣人，以西曆一千八百二十年一月生，既長入國校為法律博士，任判事補，陞判事，又出仕警察省，一千八百六十五年樊納州造船場疾疫流行，以防護有功受賞牌，時國論分三派，曰王黨，曰共和黨，曰帝政黨，君主帝政及拿波列翁帝廢，悒悒不樂，遂決意東游，明治六年四月到我橫濱，其國領事用為狀師，有英人污辱我婦女者，女訴諸，其領事強辨不屈，君為我代言，乃伏罪，大警視素禮重君，九年五月聘為警視廳顧問，會本廳創立規模未備，事關外人往往有受凌侮者，未數年事務修舉，職權大張，蓋君參画之功居多焉，又為廳員講佛國刑法及治罪法，聽者譯述以行于世，既而官頒布刑法及治罪法，未有注釋可擬者，君對照彼我間，舉佛國事例，詳論實

際與法旨，人稱其精確，十四年十月樺山警視總監具奏君功勞，叙勲四等賜旭日小綬章，時君以期滿，且母氏之頽老，將歸國西航有日，偶罹篤疾，遂不起，年六十一，葬青山警視廳埜域，以隣大警視墓從其遺囑也，官賜賻金五百圓，警視總監為命僚屬經紀喪事，君體貌豐偉，鬚髮雪白，性溫籍好學，尤富詞藻，不貧勢利，純，乎君子人也，而處事剛銳果決，無所畏避，其友薄阿瑣拿得氏，每日東來佛人可與談者獨有君焉耳，待以畏友，君始就警視廳之聘，亦薄氏之所推薦云（句点は筆者）

明治十五年九月 一等警視佐和正撰 警視屬伊藤馨書 鱸猛鱗刻

この稿を書き上げたあと，久しぶりに青山墓地にグロスの碑を訪ねたが，だれが手向けたのか，命日でもないのに，墓前に数々の献花がみられた。

- 注 1) 「公文録」明治十四年 太政官十一月。なお，「太政類典」第五編第五卷 四七にもほぼ同文の記録がある。
- 2) グロスの出生証明書 (Acte de Naissance) による。
- 3) The Japan Weekly Mail, 1873. 4. 12.
- 4) The "Japan Gazette" Hong List and Directory for 1877. pp. 73, 77.
- 5) The Japan Daily Herald, 1874. 12. 21.
- 6) L'Echo du Japon, 1875. 8. 27.
- 7) 「公文録」明治八年九月 内務省伺四。なお，「太政類典」第二編第六六卷 五十にもほぼ同文の記録がある。
- 8) 注7) に同じ。
- 9) 「公文録」明治十四年 太政官十一月
- 10) 「太政類典」第五編第五卷 四七。
- 11) 注1) に同じ。
- 12) 「讀賣新聞」明治10年11月25日。
- 13) 「東京日々新聞」明治11年8月28日。  
「東京曙新聞」明治11年8月28日。
- 14) 「讀賣新聞」明治11年8月28日。
- 15) 注1) に同じ。
- 16) 『佛國治罪法講義』明治11年3月12日の第111回の講義。
- 17) 「讀賣新聞」明治10年1月9日。
- 18) 『航西日乗』上 明治12年8月19日の条。

- 19) 「公文録」明治十四年　内務省十二月第四。
- 20) 「東京日々新聞」明治14年11月26日。
- 21) L'Echo du Japon, le 22 novembre 1881.
- 22) 「讀賣新聞」明治14年11月26日。